図版Ⅰ

a．自然石型地神塔　　地神宮と刻まれている。

———幌加内町市街地付近。

b．五角柱地神塔　　正面より向って右側へ、天照皇大神、埴安媛命、倉稲魂命、少彦名命、大己貴命と刻られているようであるが、異体字が見られる。

——— 江別市野幌。

a．五角木柱　地神塔と推定される。

——音威子府村筬島、物満内神社境内。

b．自然石型地神　　中央に天照皇大神と大きく刻まれ、向って右に彦火瓊々杵尊、天忍穂耳尊、左に彦火々出見尊、鸕草葺不合尊と刻まれている。　　——蘭越町相生三会館敷地。

北海道における地神信仰の伝播

梅原達治

序

内地ならば庚申塚か石地蔵でもある筈のところに、真黒になった一丈もありさうな標示杭が立ってゐた。「カインの末裔」より（有島、三二三頁）

文化とは環境のなかの人間の創造した部分であるともいわれる。(Kluckhorn, p.25) 私たちの生活領域のほとんどすべての部分は、人の手が加えられているか、その影響を受けているといえよう。いいかえれば、われわれの日常生活で目にするものの、ほとんどすべてに文化は関与しているといえよう。山の稜線そのものは自然のままであるとしても、そこに植栽された木の種類、あるいは人間の活動の副産物としての出火により、その山肌の状況に及ぼす影響に人間の果す部分は大きい。われわれはどのような場所に住居を構え、どのような場所を農地とし、どのような場所を野生状況のままに保護するというように、その生活空間にたいしても、心のなかの設計図でもって対応しようとしている。われわれの接する風土というものは、まさにそこに住む人びとが自然に働きかけ、自然とともにつくりあげた作品であるということができよう。その心中に刻まれている設計図とそれにしたがっておこなわれる仕事の総体が文化であり、自然環境もそこに生活する人びとの文化によって働きかけられる客体である。地域はそこにすむ人びとによって、というよりはその人びとの文化によって意匠されているのである。

冒頭の文章は、北海道の開拓地の描写である。つまり、日本文化をもった人間が、その居住地域としての要件を完備するにいたっていない状況を表現するための舞台装置として荒荒しい標示杭を利用したわけである。開拓途上の農場には、まだ庚申塚や石地蔵がつくられてはいなかったのである。しかし、明治以降、北海道の開拓地に在来の日本文化が移入されようとはしたものの、それはそのままの姿で北海道に定着することはできなかった。明治以降の社会状勢

は、それ以前の日本の社会と際立って異なっていた。それらの社会状勢を受けとめる既成の社会はなく、新政権の出先機関が不完全な組織で権力を行使した。また北海道は熊や狼が跳梁する原始林に覆われた酷寒の曠野に一旗組や囚人が屯し徘徊しているといわれていた。さらに北海道には日本の各地から人びとは移住してきた。北海道がその北端の一部をなしている花綵列島をなす日本は、その西南部から東北部にかけて、気候地形が異なり、また文化も均一ではない。家屋構造にしても生産物にしても、それぞれの地方の特異性をもっているのである。これら種々の日本文化の地方型をもった人びとが、ある場合には集団で、ある場合には雑多な型態で開拓に従事したのである。このような開拓地における生活は内地における既成の生活では通用しない点もあった。そこに、あたらしい、北海道の自然、社会、さらに開拓民の技術に適応した文化体系が形成されていった。(梅原、三)

本稿では、このような開拓地に形成された文化の動態を地神を一つの指標としてとりあげ解明を試みるものである。

一　地神信仰

……石を拝んで樽をあけるという笑い話がある……(幌加内村、六六〇頁)

北海道の中央部を歩くと、各集落の生活館の敷地や鎮守社の境内の一隅などに、二基の石塔が併立しているのをしばしば見掛ける。この場合、一基は馬頭観音のものであり、他のものは地神を奉祀したものであることが多い。馬頭観音についてはまえに記したことがある。(梅原、二、三四-六頁)もう一方の地神塔を造立させた地神信仰についても触れたことがある(梅原、一、三一二頁)が、ここにあらためて略述しよう。

北海道の地神信仰については、小林巳智次氏の先駆的な論述がある。そこは地神信仰研究の原点とその方向が示されているということができる。地神についてのまとまった研究は一時途絶したようにも思われたが、後志地方を中心に前田克己氏が研究の成果を逐次発表されている。氏は同地方を隈なく臨地調査をされ、五柱神の祭神を整理されている。滝沢正氏は上富良野高校の生徒の指導を通して、富良野地方の民俗信仰の実態を把え、さらに淡路に足を運び、地神信仰の祭祀の状況を直接比較されるなど、従来の殻を破って、この研究を飛躍させたということができよう。また、各地方の郷土史も、従来は一顧だに与えなかった地神塔をとりあげるようになってきた。たとえば、雨竜町史や美幌町史などはそれぞれ有益な情報を読者に提供している。(雨竜町、四二二-五頁)、(美幌町、一二三六-七頁)このような状態のなかで、地神塔にたいする記述を目にする機会も増加しているが、富水慶一氏は空知地方を中心にその全体像をまとめられている。

さて、ここで地神信仰について、先学の業績を参考にしながら紹介しよう。地神は農民によって祀られるもので、農神とか作神と考えられている。それで、春秋の祭祀をおこない、豊作を祈願し、また感謝し、農事を祈るのである。この祭祀をおこなうのは、春分、秋分に近い戊(つちのえ)の日であり、この日は社日と呼ばれている。農民はこの日地神を奉斎した石塔のもとに集まり、神社の祀職

などを呼び、祭祀をとりおこなう。この後、直会がおこなわれ、農民は農業事情などを話し合うのである。幌加内町雨煙内部落の地神宮では、お祭りにあたっては、地神宮前の草をきれいに刈りはらい、広場をはき清め、新しいしめ縄をはりめぐらし、幌加内神社の神職が酒や餅を供え祭文を奏上し、参列者が玉串奉典礼拝をして、隣接の部落会館で主婦たちの用意した膳に向かい、一献を傾けたという。これが地神宮（石）を拝んで酒、焼酎（樽）をあけるということである。このことについて同町史の編者は「ともあれ部落民の相互交流と技術面の交換に益するところが大きく、これも豊作を願う農民の生活の知恵の一つでもあり、季節の風物詩的な一コマでもあるわけである」として地神宮の記載を結んでいる。（幌加内村、六六〇頁）

このように、地神信仰は多くの地方の年中行事となり、その生活に融け込んでいるようであるが、元来社日は中国の暦によるものであり、「春秋二分之前後近戊日為社日燕鳥来春社去秋社也、許遅詩云燕知社日辞巣去」（寺島、四六頁）という季節に設定されたものである。本道でも多雪地帯として知られる京極町では、社日の前日に石塔を雪のなかから掘り出すという。おそらく、農地は雪に覆われていても、その頃からいろいろの春の仕事が始まるのであろう。

さて、幌加内町で地神宮と呼ばれる地神を奉斎した石塔について、最近は地神碑と記載されることが多くなっているものの、たとえば、中富良野町西中部落では地神尊と書かれている。（西中、一二八頁）北海道各地で地神祭祀なりその石塔などが、どのように呼ばれているか、各集落の呼び方をさらに聞き出す必要がある。北海道における地神を奉祀する塔については、当面地神塔と呼ぶことにする。

さて、この地神塔は、おおむね二種に分類されている。自然石型と五角柱型である。自然石型は、自然石に「地神宮」などと刻銘されており（図版1a）、五角柱型は、五角柱の削平された棹石の側面に、天照大神、大己貴命、埴安姫命、少彦名命、倉稲魂命など五柱の神名を刻んだものである（図版1b）。しかし、木柱のものもあるし、（図版2a）自然石に五柱の神名を刻んだもの（図版2b）、あるいは四角柱のものなど、多くの変異がみられる。とくに五角柱型の祭神については、別稿を参照されたい。（梅原、四）

これまで述べてきたような地神信仰は、徳島県を中心に、香川県、兵庫県の淡路地方、岡山県、広島県にひろくみられるという。このような、春秋の社日に地神塔に村民が集いその年の豊穣を祈念し感謝する行事を地神信仰とし、これが北海道の農村に広くみられるようになったことにたいして考察をしてみたい。

二　地神とは

新川皇大神社のはじまりは、明治三七年九月に建てられた地神社で、人びとは「地神さん」と呼んでいた。（新川、二一五頁）

これは札幌市北区新川三条一三丁目の新川皇大神社の郷土史の記述の冒頭の一節で、その創祀の状況を述べた部分である。これが具体的にどのようなものであったかは不詳ではあるが、それが国土守護神と作神をまつったもので、路傍に建てられた碑であり、そのかたわらには一本のヤチダモが植えられたとのことである。

その後、神社用地として三〇〇坪を取得し、伊勢の神宮から神霊

を受け、「天照大神」と刻んだ地神碑を造立した。この主祭神は天照大御神および豊受毘売神であり、品陀和気命、大己貴命、少彦名命も奉斎されているようである。ここの例祭日は明治四一年以降、九月二四日（秋分の日）とされている。（新川、二一五―六、二一八頁）

新川には牧場地神碑といわれるものもあった。これは堤防用地一反歩を琴似村農会から借り受け、作神様をまつった神社とされている。この祭神は天照大御神、大己貴命、埴安姫命、少彦名命、大国主命である。明治四一年九月二〇日に海山の幸が供えられ、以来、春は社日、秋は九月二四日を例祭とし、琴似神社の祀職が奉仕しているという。(二)（新川、二一九―二〇頁）

以上の記述によると、新川には地神碑といわれるものが二基あったことになる。ここでもう一度地神といわれるものについて、その概念なり、一般の理解がどのようなものかを考えてみたい。新北海道史には地神（じがみ・じしん）についてつぎの記載がある。（北海道、二、七一四―五頁）

これはもともと屋敷内もしくはそれに接する土地に祭られた個々の家や一族の私的祭神が、移住の際に携えられたか、またはあらたに移住者の近隣同志によって作神（農業神）や守護神的ないみで祭られるようになったものである。典型的な形は五角形の石柱で、各面に五柱の神名が刻みこまれただけの素朴なものであるが、なかには祠堂をもった立派なものもあり、また自然石に地神宮ないし地神とほりつけたものや一神名のみを刻みこみ土中に立てたものも多い。五柱の神には幾種類かの組合せがあるが、天照皇大神が中心であったことは変わりなく、そのほか少彦名命、大己貴命、豊受比売命、埴安比売命、倉稲魂命、猿田彦命などが適宜加わって構成されており、これらはいずれも国土経営、国土守護ないし農業をつかさどる神々であった。地神は全道的に分布しているもので、四国地方の移住者のもたらしたものが多いといわれるが、神名や体裁などは次から次へと伝承され、同一地方には同じ型のものが多い。

この記述のなかの「典型的な形は五角形で」とか「四国地方の移住者のもたらしたものが多い」ということからみて、本稿で前述したものを指すように受けとることができよう。しかし、新川皇大神社の創祀のものは不明の点も多いので別にして、明治四一年ごろに建てられたものは、伊勢の神宮から神霊をうけたものであり、「天照大神」と刻んである点などからみて、徳島県を中心とする地神信仰から大きく偏倚しているということができよう。この記述のなかに、「一神名のみを刻みこみ土中に立てたものも多い」という記述もあることから、新北海道史ではこのようなものにたいしても地神に分類していたと推測される。

この状況を遠別町に見てみよう。遠別町史の宗教編には民間信仰と諸神の解説の章があり、そこに、「しかし町内には以上五柱によらない地神もかなりたくさん存在するのである」と付け加えられているものの「遠別神社についで各部落の祭神をみるとき、地神を祀っている部落が大部分であるが、これは天照大神を中心に大己貴神、少彦名神、倉稲魂神、猿田彦神の五柱の神とである」と前述の地神の範囲の理解がなされていると読みとることができる。（遠別町、四四九頁）遠別町史の第三部「郷土の生活の記録」には地神と記載

されたものが散在している。（表一）しかし、このなかで、地神信仰の特徴がみられるのは、久光第二や山形団体の祭典が社日におこなわれることと、正修部落で祀られているものにたいして、とくに地鎮宮であると記載されている点くらいである。正修部落は現在廃村となって詳細は不明であるが、自然石型の石碑であったらしい。啓明部落の洲原神社の創設年代は明治三六年と推定され、四月八日、九月一五日に春秋の祭礼がおこなわれている。そして、伊邪那岐、伊邪那美命、大穴牟遅命外九神を祀ったものであるが、「すなわち普通地神と変ったところはない……」と記載されている。

しかし、現在は普通には地神は「天照大神を中心に大己貴神など五柱を奉祀するものや地神宮などを奉祀するもの」とみるのが素直な解釈であり、この啓明部落の洲原神社の実態のどの部分が地神信仰の特徴を示しているのかわからない。そうすると、地神と呼ばれるものには前述の地神をも含めてより広範囲のものをさす場合があると考えることができよう。つまり、天照大神はじめ五柱の神名を銘刻した五角柱の石塔や、自然石に地神など銘刻したもの以外に、新北海道史のいう天照大神など一祭神名を刻んだ石塔などを地神と考えられていたようである。民俗信仰と呼ばれるもののなかには、野の神、田の神といささか感傷的に呼ばれる種類のものに北海道では地神という名称が用いられるようになっていたことが推測されるのである。このことをもうすこしはっきり表現するならば、農神や作神関係の碑、あるいは集落の鎮守神として祀ったものなどを含めて地神と呼ばれていたことが考えられる。つまり、札幌市北区新川の天照大神と刻んだ碑が地神と呼ばれているところからみて、地神と呼ばれる神祠の該当する範囲を考えてみたい。

まず地神という言葉であるが、瀬戸内海を中心として、ジチン（島根）、チシン（広島）、ヂジン（岡山、香川）などの呼び方があげられている。[四] 瀬戸内海地方から離れたところでも埼玉、神奈川、山梨、静岡、和歌山、福岡、佐賀の各県にも地神信仰の報告がある。[五] このように広く用いられた言葉は北海道内では優勢になったようであり、シャニッツァン（和田邦平、一五三頁）とかオシャニッツァン（お社日さん）（直江、二八九頁）と呼ばれている淡路から移入された地神信仰[六]も、上富良野町富原三の地神については、とくに「シャニッツァン」と呼ばれるとは報告されていない。（上富良野高、二）

広島県の芸北地方では田の神さんの信仰がありサンバイ（田の神）は天、あるいは宮の森から降りてくるとされており、田の神を祀るところはサンバイマチとしてとくに定められている。そして神石郡油木町では田植のときに田の一角に苗束三把を植え、うつぎ・栗・榧[七]などの枝で森木を三か所につくり、ならの木の葉などを容器にして、酒・いりこ・メウガザイ・赤飯・おはぎなどを供えた。そして「……地神信仰との一体化がみられ、宅神祭りのときに地神幣を祀り、浄めたものを田一筆ごとに一本ずつ立てた」といわれ、田の神信仰と地神信仰の融合が述べられている。（藤井、一五〇―一頁）大分県では地神という用語はみられないが、社日さまは作の神さまで、春の社日に下って来られ、秋の社日にお帰りになると考えられ、講でオミキアゲをする。（染矢、二二一頁）

この作の神さまの信仰は、多少の変異はあるにせよ、全国にわたり普辺的にゆきわたっているようである。

表一　遠別町内神社一覧（遠別町史による）

地域	社名	祭神・本宮	創紀年	備考	例祭	所載ページ
遠別市街	遠別神社	京都春日神社	一八九八	神饌幣帛料供進神社	七月一五日	四三八―四一
幸和				遠別神社の氏子区域か		七四七
久光	久光神社		一九三九	左の三社合併	四月一〇日	七五八―六〇
	中央村宮	八幡宮	一八九八		四月一〇日	七五五―九
	久光第二部落神社	能勢妙見山	一八九九	地神の色彩濃厚	春社日　秋社日	七五八―九
	山形団体の神社	天照皇大神	一九一二		三月社日　九月一〇日	七五九
中央	中央部落地神		一九三五	左の三社合併		七八四―五
	愛知団体の神社	熱田神宮	一八九九	天満天神祭祀から	五月　一日　九月一五日	
	中央第二の地神	八幡大菩薩	一九〇六か	ルベシベ部落神社と		
共栄	共栄部落地神		一九一八	左三社口島に合併	四月二一日　九月一五日	七九六
口島		春日大明神				
中島		天満天神				
奥島		天照大神				
東野	東野地神	天照大神	一九〇九		春社日　九月一〇日	八〇五
大成	大成部落地神	天照皇大神	一九一六	上ウエンベツ神社	三月二二日　九月一五日	八一二―三
正修	地鎮宮		一九二〇			八二三
富士見	富士見稲荷神社	京都伏見稲荷	一九〇二	海上安泰　部落地神	四月　九日　九月　九日	八三四
金浦	金浦神社	天照皇大神	一九〇一ころ	金浦の地神	六月一五日　九月一五日	八四八―九

旭	旭春日神社	奈良春日神社	一九〇六	地神として創紀	四月一五日	九月一五日	八六〇
歌越	歌越神社	皇太神宮	一八九九	初山別村共成鎮座	六月一五日	九月一五日	八七七
〃 西部	歌越地神神社	天照大神	一九〇六				八七八
北浜		豊受大神		遠別神社の氏子区域か			八九三
啓明	洲原神社	尾張洲原神社	一九〇三か	普通の地神　豊穣守神	四月　八日	九月一五日	九〇二―三
清川	清川一地神	天照大神	一九〇六		四月一五日	九月一五日	九二三―四
	清川二地神	京都天満神社	一九〇五		四月一五日	九月一五日	九二四
	清川三地神	滋賀県多賀神社	一九一〇		四月一五日	九月一五日	九二四
丸松	大物忌神社		一八九八	農場守護神として	四月一五日	九月一五日	九三七
北里	北里地神	皇太神宮・明治天皇	一九〇七	相馬妙見祭を行う	六月一七日	九月一五日	九五三

たとえば、青森県の下北や県南地方では三月一六日に農神さまの祭をする。東通村目名ではこの日、山の神さまがいなくなって農神さまになるという。そして一二月一二日になると、農神さまがいなくなって山の神さまになると信じられている。県南地方では、農神さまが五穀の種をもってくるとか、田畑を見て回るとか、作物を見守って秋に実るようにしてくれるなど、広く農業の守り神として信じられている。（三浦、四四―五頁）また鳥取県では二月と一〇月の初亥の日を亥の子さんとして広い地域で祝われている。一部地域では二月亥の子についての伝承は聞かれないが、他の地域では、その日に亥の子さんが田を守りに出かけるといい、この日朝早く餅を搗いて踏み俵の上に供える。赤碕町上中村では出亥の子といっている。十月は戻り亥の子と称して夜遅く餅を搗く。（坂田、二五一頁）

日本各地の民間信仰において、名称その他多少の変化はみられるが、春季農耕の開始にあわせて里に降って田の神となり、秋の収穫とともに山に戻り山の神になるという観念は瀰漫している。しかも、田の神は鹿児島県にみられる田の神殿（たのかんどん）以外には、あまり具象化していない。（早川、三二―四頁）そのような田の神の観念をもっていた農民にとって、多少の異和感はあっても、とくに

容易に受け入れることができるものであろう。北海道の明治以降の開拓地では作神、農神として、明確な形態をもった徳島県を中心に分布している地神信仰が道内で優勢となり、その過程で地神という言葉が整理されないで普及したことも考えられる。

地神が農神の性格をもつものであるとの観念が現在では定着しかけているように思われるが、札幌市新川や遠別町の例からみて、現在の概念よりも、いささか広い外延をもって使用されていたようである。開拓地の住民が、そこに定住するために、学校や火葬場などとともに、寺院や神社など――時代・社会（文化）によって規定されるが、出生から死亡まで、一生を送るための必要施設――を用意することになる。（黒崎、二頁）明治以降、神道は超宗教的存在とされ、鎮守神を必要とする住民にとっても、内地では神社とされるものも、行政的な規制により、簡単につくるわけにはいかなかった。神社とはどのようなものであったのであろうか。法的な点については触れていない子供のための解説は「神社は、大日本帝国の神様をおまつりして、公のお祭をとり行ない、国民のだれもが、自由におまいりすることのできるところである」[八]とまとめているが、これなどは大まかに把握するためには有用であろう。（竹内、一二六頁）

さて、神社の神であるということは、民衆の次元でいえば、外国の神ではなく日本の神であることは当然のことと素直に受け取られるものとしても、日本の神である民衆の信仰している神がそのまま神社にまつられるというわけではなかった。ここにいう神様とは「皇祖皇宗をはじめ奉り、大国主神のように国のため世のために大きなおはたらきをなさった神様や、また楠公父子のように、皇室にりっぱな忠義をおたてになった忠臣や、靖国神社の御祭神のように、戦争や事変などで、君国のために身をささげられた方々など、いろいろではありますが、神社にお祭りする神様は、すべて日本をお護りなさる日本の神様であって、国民のだれもが、うやまい奉る方々であります」と説かれている。（同、一二七頁）この説明は神道が国家の宗祀であるとする立場からいえば当然のものかもしれないが、民衆が祭る神はそのようなものとは限られてはいなかった。茨城県の田の神さまについてつぎの記載がある。（平野、一三二頁）

……田の神降ろしともいい、大子町では四センチほどの田の神団子と呼ばれるものを作り、一升枡に山盛りに盛って、お竈さまに供える。またこの日臼を起こして、正月歳神さまに供えた松を囲炉裏にくべて、煙が立ち籠めるうち臼を三回空搗きする。田の神さまはこの杵の音で目が覚め、煙に乗って降りてくるという。協和町辺りでは、二月十日未明にこの空臼搗きを行なう。「からーん、からーん」と三回搗くと、田の神さまが「百姓も種籾がなくて空臼を搗くとみえる」と、それで種籾を授けてくれるという。この二月十日の団子をカッコウ団子と呼んでいる。また勝田市金上では、田の神さまのお札とお供え二重ねを盆皿の上に載せ、蔵の籾俵の上に供える。

このような、一見無邪気な発想のままの神は、国家の宗祀である神社の祭神[九]にはなりえない。また同時に、地神そのものも、神社としてまつられるものではなく、路傍の神として奉斎されるものであり、神社の規程に拘束されるものではない。地神信仰に必要な設備は、まったく簡単な自然石、あるいは五角形の石塔であり、開拓の

初期には、これが木柱で代用されることも多かったと思われる。（図版2a）しかも、農民にとってもっとも必要とされる神であり、開拓の最初に祀られるものとしてはもっとも適したものと考えられる。佐呂間町字知来の知来八幡宮は鎮守の宮として応神天皇を奉祀したことにはじまるものであるが、その境内にある地神社は、天照皇大神をはじめ大巳貴命、少彦名命、倉稲魂命、埴安姫命などを開拓、豊穣の神として明治四一年三月に創祀したもので、八幡宮の設立とともに移転されている。（佐呂間町、七四四―六頁）

単純に考える場合、日本人の奉斎した神社は当然神社明細帳に登録されるものであろうが、維新以降の神道の国教化にともない、政府の神社にたいする理念や制度が整備され、神社への統制が強化されていった。それにともなって神社も整備されていったが、設備としての神社と制度上の神社とが存在していた。[一〇] たとえば、日本文化が明治初頭すでに滲透していた道南の現在の松前町の中心である旧福山町の大正二年ごろの神社の状況をみてみると、一四社があげられており、それらが合祀した神社は四七社にのぼっている。[一一]（福山、四〇―七頁）（表二）この筆頭の八幡宮は明治三九年に徳山大神宮に合祀されている。また社格が付されていないもの六社は境内社である。つまり、七つの神社のなかに境内社をふくめて五四社が合併されていたのである。

しかし、一般の開拓地の状況はこれと異なっていた。一般に、開拓地には神社はもとより、整理されるべき矮陋社祠すらなかったのである。開拓地を永住の地と定め、そこに神社の創立を考えた場合でも、はじめはきわめて質素な標杭に神名を墨書したものなどで我慢せざるを得なかった。そして民度の向上にともなって、神社の施設が充実した場合でも、法的には神社と称えることはできなかった。たとえば帯広市川西町の川西神社（祭神　大国魂大神、大己貴大神、少彦名大神）の由緒にはつぎのように記されている。（北海道神社庁、一三七頁）

入植者村瀬栄松等により、明治四一年度創建し、大正七年三柱神社として創立の許可を受ける。
大正　七年　無格社
昭和　九年　村社
昭和一〇年　現社名に変更
昭和二一年　宗教法人設立

つまり、明治四一年から大正七年にいたるおよそ一〇年間は、氏子にとって神社はあっても法的には神社としては取り扱われなかったのである。施設などが充足しているかどうかはさておいて、奉斎者たちが神社と意識してはいるが、法認されていないものは、一般に無願社と呼ばれているが、祭神をある神社から勧請した場合など、遙拝所と呼ばれる場合もあった。札幌市西区手稲山口の山口神社（祭神　天照大神、豊受大神）については、「明治一八年山口県よりの移住者が、当地に神宮の遙拝所を設けたのに始まる。明治三五年山口神社として創立の許可を受ける」と記されている。（北海道神社庁、六―七頁）

日高町本町の日高神社の創立の状況はそれとはやや事情をことにしている。大正元年、明治天皇の葬儀について、各集落毎に遙拝式をおこない、成員がそれに参加するようにとの戸長の要請があった。

これを受けた伍長は公用地の丘陵を選定し、そこで式を執行したが、これを契機として村民は一堂宇を建立し、明治大帝を祭神とし、崩御の七月三〇日を祭日とした。大正八年、現在の日高町の前身である右左府村(二二)は平取村から分村したが、この神社公認申請は果されなかった。大正一一年、初代戸長の事務引継書には「当原野に既設明治天皇遙拝所を神社に出願すべく大正二年以来の懸案たるも……」とみられるが、独立した村には当然村社の存在が望まれたのである。その後、幾多の曲折を経て、昭和一〇年社殿を新築、明治天皇、大

福山町五百年史、四〇—四六頁

表二　福山町における神社の統合状況

1　郷社　八幡宮　天照座皇太御神　誉田別命　天児屋根命　2に合祀

2　郷社　徳山大神宮　天照大神　豊受大神　神明町

1　小松前稲荷神社（宇迺之売神）　2　抜岩稲荷神社（宇迺之御魂命）　3　古館稲荷神社（宇迺之御魂命）

4　北之丸稲荷神社（倉稲魂神　猿田彦神　大宮女神）　5　天皇宮稲荷神社（倉稲魂命）　6　稲荷神社（倉稲魂命）

7　北之丸天満神社（菅原道真）　8～10　天満神社（菅原道真）　11　三彦神社（武彦命　医彦命　与彦命）　12　水神神社（水汲迺女神）　13　人麿神社（柿本人麿）　14　諏訪神社（武御名方神）　15　匠工祖神社（手置帆負命　彦俠智命）　16　住吉神社（上筒男命　中筒男命　底筒男命）

17　八郎神社（源為朝）　18　風神神社（級長津彦神　級長津姫神）　19　豊照神社（大国魂命）　20　久須之神社（大名持神　少彦名神）　21　琴比羅神社（大物主神　崇徳天皇）　22　奇音神社（市杵島姫命）　磐船神社（彦火火出見命）

3　日枝神社　大山昨神　2の境内社

4　春日神社　天児屋根命　経津主命　武甕槌命　2の境内社

1　徳山稲荷神社（宇迺之御魂命）　2　天満神社（菅原道真）　3　榊神社（猿田彦神　天宇受売神）

	4	琴比羅神社（大物主神）	
5		風神神社　天之御柱命　国之御柱命	2の境内社
	1	利尻山神社（大山祇神）　2　厳島神社（市杵島比売命）	
6		全生室神社　木花佐久夜姫命	2の境内社
	1	金比羅神社（大物主神）	
7		郷社	
		馬形神社　天之御中主神　高皇産霊神　神皇産霊神	
	1	船玉神社（大海津見神）　2～4　稲荷神社（倉稲魂命）　5　二柱神社（伊弉諾命　伊弉冊命）	
	6	天満神社（菅原道真）　7　北野神社（菅原道真）　8　妙見神社（天御中主神）　9　広峰神社（松前広行）	
8		村社	
		熊野神社　速玉男命　伊弉冊尊　事逆男命	生符町
	1	厳島神社（市杵島姫命）　2　総社神社（素盞嗚命　大物主神　事代主神）　3　浅間神社（木花佐久夜姫命）　4　愛宕神社（軻遇突智命）　5　恵美須神社（事代主命）　6　稲荷神社（倉稲魂命）	
9		白山神社　伊弉冊尊	8の境内社
10		稲荷神社　倉稲魂命	8の境内社
11		村社　天満神社　菅原道真	及部村
	1	川裾神社（水波乃女神）　2　稲荷神社（倉稲魂命）	
12		無格社　荒神神社　軻遇突智命　倉稲魂命	生符町
13		無格社　松前神社　藩祖信広	福山公園
14		官祭　招魂社　戊辰己巳両年の戦死者	神止山

国魂神、大己貴神、少彦名神を祭神とし、右左府神社と称した。（創立許可の記述はないが、このとき認可になったものと思われる。[一二]）同時に村会は幣帛供進金や玉串料の奉呈をするようにした。翌年から郷社列格の運動がされたが、敗戦により神社制度は廃止された。旧社宇は新拝殿の左側に移し地鎮社とされたというが、詳細は不明である。（日高町、五三七―四〇頁）

このような遙拝所という名称はところどころにみられる。当別町弁華別の橿原神社（祭神　神武天皇、媛蹈鞴五十鈴媛尊）の沿革によれば、明治二六年、柴藤善三郎之碑を建て、毎年八月のお盆に祭事をおこなっていたが、柴藤氏がわが国発祥の九州の人であり、その雄大な開拓精神に感銘した部落民は、明治三八年、その地に神武天皇と同皇后を奉斎し、橿原神社（橿原神宮か）の遙拝所としたが、明治四三年拝殿を新築して弁華別橿原神社と称した。さらに昭和七年、弁華別開拓五十年記念事業として神殿、拝殿を改築し、神社としての体裁を整えた。[一四]（当別町、七二四―五頁）が、拝殿正面には「橿原神社遙拝図所」の額束掲出がみられた。（図一）

さて、例をこの当別町にとり、同町史神社の項によれば、同町には大川上通の当別神社（伊達邦直之命）、当別太の西当別神社（天照大神、豊受大神、八幡大神、沼河姫神、大国主神）、材木沢の材木沢神社（天照大御神）、中小屋の中小屋神社（大国主命、応神天皇）、対雁通の対雁通相馬神社（天之御中主大神）が法人として神社本庁に所属しているが、そのほかに十数社の神社などがある。そのなかには二番川部落の竜神様の石碑や樺戸通の樺戸通地鎮五神として、神社とは書かれていないが、西蕨岱の西蕨岱神社（地鎮五柱の神、すなわち天照大神、大己貴命、少彦名命、誉田別命、稲倉魂命）は地鎮様を部落神社としたものであり、昭和一九年までは社日を例祭日としていたが、それ以降九月一三・四日に定めている。（当別町、七一七―三五頁）このように、石碑、石祠の類から、外観は一般の神社と変わらないものまでが、連続的に地域集団の守護神として奉斎され、住民の意識のなかには、神社とそれ以外のものとを区別する一線を画すことはきわめて困難な状況であったといえよう。

開拓地以外の地域では、概して廃止、統合の対象となるべきものであろうが、開拓地では公認の神社へと整備されるべき対象であった。[一五]日本の宗教の歴史をふりかえれば、神道は、仏教、陰陽道、道教、あるいは儒教などの影響を受けている。開拓地の神社には、国家神道の理念とは大きく乖離したものが多く、浦幌町瀬多来の瀬多

図1．　社額　橿原神社遙拝所
――当別町弁華別、橿原神社

来神社は大阪市から成田不動明王を勧請したものであり、またこの部落には「瀬多来乳受大明神」とされる、乳房のような瘤のある楢の大木があり、祭典もおこない、母乳を授ける大神様とされている。(一六)（浦幌村、三一六頁、浦幌町二二二頁）このような不同明王や老木にたいする信仰は、その信者にとってはかけがえのないものであろうが、一般の日本人にとって、奉斎し、祈念する神がきわめて漠然としている場合も多い。同じ浦幌町の上浦幌については祭神不詳とされており、（浦幌町、二二二頁）万年や静内の八幡神社についても、祭神は多分天照皇大神であろうと述べられているにすぎない。（同、二二五頁）移住民が家内安全・諸願成就のために郷里の鎮守のおまもりを携えて渡道し、その郷里の神社を奉斎する場合も、個有の神徳をとくに意識することは少なかったと思われる。(一七)そして必要と感じた場合に、たとえば火防せの神として古峯神社を、また家畜守護神として相馬神社をというように、個有の神徳の神を奉祀することが多かったようである。

注

一、写真によると、石碑には天照大御神ではなく天照皇大神と銘刻されているようである。これはのちに琴似神社境内に遷座されたとのことであるが、（新川、一一八頁）みることはできなかった。

二、洲原神社　岐阜県美濃市須原鎮座の旧県社、例祭四月八日、崇敬者三七万人、正一位洲原白山とも称し、越前足羽の神職三神泰澄に霊夢あり、元正天皇の勅命にて伴安麿造営使として養老五年鎮祭したものという。（神社本庁、三六九頁）

三、能勢妙見　大阪府豊能郡能勢町地黄にあり、妙見菩薩を本尊とする。能勢左馬頭頼国が多田満仲の持仏を祀ったことにはじまり、密教の修法をおこなっていたが、摂津守頼次が日蓮宗に帰依し、日幹を招いて開祖とした。さらに霊符を開運妙見大士と改めて大いに信者を集めた。山上に明治の建造なる開運堂があり、山の下には日蓮宗真如寺と天台宗系単立本法寺があり、ともに修行の道場である。（中山、四〇二頁）

四、島根県について、春の社日の説明のほか、美濃郡・鹿足郡地方で社日のころおこなわれる地神申（じちんもう）しの説明がある。（石塚、一二六〇―一頁）岡山県については、ほとんどの地方に、自然石に「地神」と刻んだ立石があり、部落の者が社日に集まって祀るなど地神の説明がみられる。（土井他、一四七頁）広島県については地神（ちしん）さんについて、備後各地の道路のへりなどに「地神」と刻字した自然石がみられること、これが石垣や屋敷をつくるときに勧請することがあったことの説明がなされ、同時に社日の説明がなされている。（藤井、一五二頁）徳島県については、地神さんは徳島県特有の農神として説明されているが、その呼び方は不明である。（金沢、一二六頁）香川県についてはヂジンサン（地神さん）の塔も路傍に多くみられるが、これも東讃岐地方に多く、西讃岐ではほとんどみられないことが記されている。（武田、一一〇頁）

岡山県については、現在岡山市に合併された旧都窪郡加茂村新池部落について、部落共有のthe Shinto spirit of the earth

(*Jijin*) の石碑についての記述がある。(Beardsley et al., p. 463)

五、埼玉県では社日は地神さまのおまつりの日とされている。(倉林、二二九頁) 神奈川県では、春秋の社日は地神さまの日である。(和田正洲、二五〇頁)山梨県では社日に地神講をして会食するところが多い。(土橋他、二三〇頁)静岡県でも春秋の彼岸にもっとも近い社日に、地神講をするところがある。(竹折、一三三頁) 和歌山県でも社日は地神・農神を祀る日とされている。(野田、二三〇頁) 福岡県では昔は盲僧によるものがふつうであったが、現在では神職の手によって地神の祭りがおこなわれる場合が多くなった。(筑紫、一三七頁)佐賀県では地神の信仰に玄清流の盲僧が関与した。(市場、一三七頁)

六、淡路島の社日信仰は、その祭祀方式・信仰内容ともに、徳島県から香川県にかけて濃厚に分布する地神信仰と同じ類型に属し、淡路島における社日信仰の成立を考えるうえに大きな手掛りを提供するものと考えられる。そしてこの地神信仰をオジシンサン (お地神さん) と呼んで、春秋の社日に五角形の石柱に祭る。各部落ごとに地神講があり、輪番頭屋制で祭られている。作神と考えられている点も徳島県などと共通している。(直江、二八八頁)

七、カヤ　**Torreya nucifera** *Sieb. et Zucc.* いちい科に属し、樹高は普通二〇メートル内外、胸高直径一メートル内外の常緑喬木。北限は宮城県、南限は屋久島。古名かへ。(牧野、一二一頁)

古くからこの実は薬用などに供されていたようで、延喜式巻三十七の典薬寮に「諸国進年精雑薬」として山陰道の伯耆国廿種に榧子二石六斗がみられるほか東海道の下総国から南海道の讃岐国にいたる諸国が貢進していた。(正宗、七三一九八頁)

八、同書は別の記述で神社について、公の祭をおこなうこと、すなわち国家の宗祀であること、あるいは自由に参拝できること、

図2.　Torreya nucifera *Sieb. et Zncc.*　**カヤ**

渋野龍二氏の御好意による。

つまり宮中三殿や邸内神祠は神社ではないことを説明するとともに、神社明細帳に登録される必要があることにも触れている。（竹内、一二八―九頁）

またこの定義は「……実体的ニハ「神社ハ帝国ノ神祇ヲ斎祀シ公ノ祭典ヲ執行シ公衆ノ参拝ノ用ニ供スル設備ナリ」ト云フベク、形式的ニハ「神社トハ神社明細帳ナル公簿ニ登録セラレタルモノ」ヲ云フ」（足立、七頁）をかみくだいたものと思われる。この定義は、さらに左の五項目に分類され、説明されている。（同、七―一一頁）

一　神社ハ帝国ノ神祇ヲ祭祀スルモノナリ
二　神社ハ公ニ祭祀ヲ執行スルモノナリ
三　神社ハ公衆参拝ノ用ニ供スルモノナリ
四　神社ハ神祇ヲ斎祀スル為ノ設備ナリ
五　神社ハ神社明細帳ナル公簿ニ登録セラレタルモノナルコトヲ要ス

九、神社に祭られる神祇すなわち、その祭神について左のようにいわれている。（足立、五六―七頁）

唯神社ハ国家ノ宗祀トシテ国家国民全体ノ尊崇スベキモノナレバ、其ノ斎祀スル神祇ハ亦国家国民ノ当然ニ崇敬スベキ所謂帝国ノ神祇タラザルベカラズ。而シテ如可ナル神ヲ以テ帝国ノ神祇ト認ムベキヤニ就テハ、法令中何等ノ規定ヲ見ズト雖モ国家国民ニ依リテ尊崇セラルヽモノハ、皇祖皇宗ノ尊霊ヲ始メ、忠節勲功ノ士ナラザルベカラズ、古来ノ沿革ニ依リ自ラ定マル所アリ　誠ニ古来帝国ノ神祇トシテ尊崇セラルヽモノヲ其事歴ニ依リテ大別スレバ

一　国土成立以来我ガ民族ノ信仰ニ成レル神
二　皇室ノ祖宗歴代ノ天皇及皇親ノ内ニテ殊ニ御事歴著シキ神
三　氏族ノ祖先タル神
四　皇室及国家ニ勲功アリシ神

ノ四種ニ大別スルコトヲ得ベシ。

一〇、古平町大字新地町の琴平神社は、大物主神を祭神とし、慶応元年創立と伝えられ、明治八年郷社に列せられている。（北海道神社庁、四五頁）古平町史によれば明治四三年八月から一一月にかけ、政府の勧誘にしたがって、古平郡内六社の合祀の手続きをおこなっているが、手続上合祀された神社も、祭をおこなったり、社殿の改築したりしており、（古平町、七三七―五七頁など）住民にとっては十分神社としての機能をはたしていたと考えられる。

一一、福山町は明治三三年一級町村制施行、昭和一五年松前町と改称、同二九年大島村、小島村、大沢村とともにあらたに松前町を設置している。

表二は引用文献の「神社および教会」によって作成した。このなかで、金光教会、天理教会ははぶいた。招魂社は神社として取り扱った。

一二、ウシャップ、大正八年戸長役場設置、同一二年二級町村制施行、村名を右左府村とした。昭和一八年村名を日高村と改称、同三七年町制施行となった。

一三、右左府神社の法認について、その申請の記述はあるが、認可されたという記事はみられない。（日高町、九二五-七頁）しかし、右左府神社と称しという記事は、設立認可について、公称を許可されたということが多く、また、昭和九年、村会は「全村守護神社として崇敬を新たにするため幣帛供進金、玉串料を奉呈する前例を示した」とあることや、「日高神社が拓殖費補助の対象になりながらなお無格社として推移し……」という記述、さらに、昭和一一年以降郷社列格運動がおこなわれたことなど（同、九二四-六頁）から、昭和一〇年に神社創設が認可されたものと思われる。

なお、右左府神社は昭和一八年の村名改称にともなって日高神社と改称している。（同九二六頁）

一四、「当初橿原神社の遙拝所であったが、明治四十三年拝殿を新築し神社とした」との記述がある。（弁華別、五三頁）住民の意識には、施設の充実度によって遙拝所や神社を使い分ける部分があったのかも知れない。

なお、明治四五年、茂平沢部落が弁華別部落から分離したときに、橿原神社も分祀されている。（同、五三頁）（茂平沢、一一二頁）

一五、このような状況について、「本道は開拓地の一特色として、その地方の発展と共に当初建設された無格社が、漸を追うて村社となり郷社、県社と社格を増進するのが普通であった」との記述がある（芽室町、四七一頁）。一般に法認されていないものを無格社と呼ぶ例も多いが、「本町では明治三十三年創建された芽室神社が、大正十三年村社に昇格したほか、いずれも無格社として、または部落の氏神として祠宇を建立し、春秋二季の祭典を行ってきた……」（同、四七一頁）と記載されているように、その区別はなされている。しかし、現実の問題としては、多くの無願社が無格社になることは期待できようが、社格をもつようになることはきわめて困難な状況にあったようである。

なお、芽室町にはつぎのような宗教法人の神社がある。（芽室町、四七一-八三頁）

旧村社　芽室神社
旧無格社　西士狩神社　坂ノ上神社
その他　上美生神社　上伏古別神社　雄馬別神社
　　美生神社

一六、　楢はミズナラ **Quercus mongolica** *Fischer var.* **grosseserrata** *Rehd. et Wils.* をさしていると思われる。

なお道南地方の呪物崇拝について、「北隅霊異考」には志苔の橡木様（函館市）のほか、夜啼石など計六件についての記述がある。（函館師、三三—四九頁）また、福島町字福島の福島大神宮境内の川濯神社の乳房檜や知内町元町の姥杉神社の乳神さんと呼ぼれている瘤のある杉は、ともに乳乞いの祈願がなされることで知られている。（北海道庁、二三-四頁、北海道一、一九五、五二頁、知内町、一六七頁）

一七、札幌市西区手稲西野の西野神社は明治一八年、同地区に入地した五戸の移民が小祠を建立し、豊玉姫命外二柱の神を奉遷して氏神としたことに始まり、その後、付近の右股、左股、広

島の三部落の小祠をも合祀して西野神社とし、明治三二年認可されたものである。大正一四年、これを村社に列格させるために願書を提出しているが、そこにはつぎのような内容がみられる。（西野神社、九頁）

一、祭神

豊玉姫命

鵜萱葺不合命

品陀和気命

一、由緒

前二神ハ安産育児ノ神トシテ奉祭シ後一神ハ武威盛徳ノ神トシテ奉祭ス是レ何レモ皇祖ノ大神ニシテ臣民ノ尊敬セザルベカラザルノミナラズ開地殖民揚武ニ必要ノ守神ニ付キ奉祀ノ上朝夕礼拝以テ神慮ニ従ヒ皇恩ヲ忘却セザランタメ明治三十二年一月二十八日創立許可ヲ得、二十三年八月二日明細帳届出

しかし、氏子総代の宮下要市氏は「……一つには倶々に苦楽をわかち合う心の拠りどころとし、地の幸五穀豊穣村人人の安全を祈念する為めに其地区々々に神を祭り、まもり神として敬いつかへ居りしが明治三十二年に村人々が話合」って前記三神を祭神としたと述べられ、（同、三頁）また和田勝之氏は「当時開拓の鍬を振った祖先の方々には、厳しい自然との闘いの中で、生きる事への苦しみ、毎日の不安と忍耐、そして明るい希望とを教えてくれたのは心の中に持っている姿なき神々であったと思うのであります」（同、五頁）と述べ、また斎藤忠雄氏は「九十年前の西野地区がどんな姿であったものか、大正生まれの私には知る由もありませんが、恐らく人跡未踏の原始林であったにちがいありません。当時の開拓の先人達が、いち早く小祠をたて三柱の神をおまつりして、心のよりどころとし、初志の貫徹を誓いあい、家門の繁栄五穀豊穣を祈願したのが西野神社の始まりであったと思いますが……」（同、六頁）と述べられている。これらの言葉からは、開拓民の神にたいする心情は察せられるものの、そこの個々の祭神の神徳への関心は感じられない。北海道の開拓民は神社を建立したが、個有の神徳の神を祈念する時以外、神社の祭神に特別の要求をもっていなかったということができよう。

三　考　察

歌は石川県の歌で「くどき節」[二]といって、踊も石川県の山間地帯のものであったから音頭取りは石川県出身者が之に当たり、……（端野町、二〇七頁）

端野町は屯田歩兵第四大隊第一中隊によって、明治三〇年から開拓された地域である。この中隊はまったく均等であるというわけではないが、東北地方から九州まで各地の出身である二百名の兵員（表三）と幹部で構成され、兵村はその家族をも包含したものであった。兵員の家屋は数戸で井戸と風呂を共用し兵村構成の基礎単位となる井戸組、あるいは風呂組と呼ばれるもの数組で班を組織していた。これについてつぎのように記されている。（端野町、二〇九頁）

表三　端野兵村入植者出身県別戸数

（明治三〇・三一年）

青森	一	福井	二一	広島	二
岩手		山梨		山口	一
宮城	一二	長野			
秋田	一	岐阜	二三	徳島	五
山形	五	静岡		香川	二
福島	九	愛知	九	愛媛	一
				高知	一
茨城	一	三重	四		
栃木		滋賀	二	福岡	六
群馬	一	京都		佐賀	一二
埼玉		大阪		長崎	
千葉	一	兵庫	二	熊本	二
東京		奈良	二	大分	一
神奈川		和歌山	六	宮崎	
				鹿児島	
新潟	三	鳥取	五		
富山	二一	島根	二	沖縄	
石川	三七	岡山		計	二〇〇

（端野町、一七七―七頁）

これを示したものが同町史一五三ページにあるが、これと異なった数値が示されている。

同一府県の者が同一班に集まったわけではなく、抽籤で宅地をきめたので隣は熊本、前は岐阜と云う様に混り合って居った為最初はお互いに言葉が通じないで閉口したものである。

九州の方言で「はい」と肯定することを「ない」と云うのがあって、「何々がありますか」と尋ねると「ない」と答える。本当にないのかと思うとちゃんと其処にあると云うわけで、又富山県の人には「よろしい」と云うことを「やあ」と云う方言があった。或る人が電文を作ることを頼まれたので「是れでよいか」と見せると「やあ」と云う。是れはうまくないと思って書直して示すとやはり「やあ」と云う。幾度書いても「やあ」である。代筆者も憤慨してしまったが、後で「よろしい」と云う意味と判って大笑いしたそうである。

このように、日本語といわれるもののなかにも変異があり、その地方型のあいだでは意志の疎通に円滑さを欠くことも見られた。しかし、そのようなことは伝統的な地縁集団内の成員同志の会話においては考えられない事態である。冒頭の文章は端野兵村の盆踊りの状態を述べたものである。盆踊りは馬頭観音や部落神社の祭典の余興としておこなわれた素人芝居とともに娯楽の一つにかぞえられていた。盆踊りは中隊全部が集まった。踊るのは七、八〇人程度であったが観衆は相当いたとのことであった。（端野町、二〇七頁）言語にせよ盆踊りにせよ、伝統社会においてはその成員はその成長の過程における社会化・文化化の過程において修得するものであり、同一地縁集団においてはほぼ同一のものを修得するのを常としたが、兵村内においてはまったく事情は異なっていた。ここで地域の行事

として一定の踊りをおこなうためには、村民各自がそれまでに修得した踊りを踊ることはできなかった。この兵村には石川県出身者がもっとも多かったためか、その理由は推測の域を脱しないが、石川県の盆踊りが兵村の盆踊りに採用され、これを知らない人びとは、あらたにこの踊りを修得しなければならなかったことは、ここの兵員が軍事訓練を受けなければならなかったことと同じ事情であった。このことは屯田兵という特殊な状況についての事態ではあるが、屯田兵制度が北海道に施行されたことを考えれば、北海道そのものが特殊な状況にあったということができる。

北海道の開拓は屯田兵だけではなく、旧士族団体、宗教団体によって、ときには無願者によっておこなわれたり、一定の形態でおこなわれたわけではないが、多くの農業開拓地に共通するいくつかの特長をあげることができよう。そのもっとも大きなものの一つは、農耕を営むべき土地が内地と異なる北海道であるということである。一般農民が北海道の開拓に従事する場合、日常の農業技法以外に杣人などの技法も必要とされたことは前に述べたことがある。（梅原、三、一二四―三二頁）この開拓以外の日常の農作業についても、気候条件や耕作面積の違いによる作物の選択など内地の農業事情がそのまま適用されないことが多い。どのような作物を、どのような時期に、どのような技法で栽培し、どのように出荷するか、在来の生活のなかに組みこまれていた方法が適用される場合はほとんどありえなかったと思われる。つまり、新しい北海道農法とでもいうべき技法を採用しなければ生活はなりたたなかったのである。いいかえれば、在来の生活の根幹をなしていた生産形態は変更を予儀なくされたのである。伝統的農法に替わる寒冷地農法を指導するのは、先達農民や官庁であり、在来の社会における指導者ではなかったのである。つまり、従来の伝統文化とは別個の権威によって設定されたものが優先するのである。ホールはこのようなものを技術的[三]として、ある文化体系内の公式、非公式なものと鼎立させて考えた。（Hall, pp. 63～92, esp. pp. 66～69）これを援用させて考えると、北海道の開拓地においては技術的なものが優先されるとともに、公式的なものも公式的でありえない場合もありえたわけである。

たとえば三石町歌笛は開拓八人衆といわれる人びとのうち七人が福井県大野郡の出身者であり、盆踊りには越前踊りが踊られた。（三石町、一四二頁）このことは、内地の共同体における公式の文化要素が、おおよそそのまま北海道の一地域においても公式の文化要素として受け継がれたものと解することができよう。これに対比して、端野兵村における盆踊りについて推測すると、兵員が出身地において修得した踊りが異なっていたとすると、それまで各自にとって公式の踊りであったものも、出身地を異にするものにしてみれば非公式の踊りとみなされる。このようにその成員の出身地が雑多である場合、そこに全体としての公式的な踊りは存在せず、在来の伝統とは無関係に、つまり、技術的に、石川県の「くどき節」が指定され、石川県出身者の指導にあたったことを読み取ることができる。

神社の祭神についてつぎの記載がある。（小笠原、六九頁）

いろいろの職業の人が、各地から集って集団をなし部落をつくった時には、たいてい天照大神様を祀っている。日本には古くから各國々に一の宮二の宮などがあり、その他に特別に崇敬

されている神社があるので、その国の出身者だけで組織した村ではその郷国の神社を奉斎してもいいが、そうでない場合には議論百出で祭神決定に困るのである。

そこで天照大神様ということになる。主宰の神であらせられるからである。萬人斉しく敬仰し奉る神にましますが故である。

一般移民の意識に主宰神としての天照大神にたいする認識がどの程度徹底していたかは不詳ではあるが、移民が奉斎すべき神として民俗的というよりは教義の整理された神道、その時代には政治的に支持されている神社神道の考え方にしたがって、つまり技術的に天照大神を祭神としたところも多かったと思われる。

また、地神塔の分布について「馬頭観音・地神宮等の碑は明治以後開かれた農村に多く道南地方の庚申塚や地蔵にかわる位置を占めている」と述べられている。（高倉、一八五頁）北海道開拓は日本文化の北進ということができようが、明治以前の進出は漸進的であり、東北地方の漁民が北海道に永住するようになったものであり、その文化の延長と考えられる。つまり、東北文化がより北方の異なった風土とその新しい社会に適した形に変更を迫られる部分はあったにせよ、土着していったものと推測される。そのような状況にたいして、明治以降は、新しい技術[三]が導入され、北海道全域が急速に全国からの移民によるものであったということができよう。古く開かれた地域と新しく開かれた地域とのあいだには、その成立事情に相違がみられ、その文化の構造やそこにとり入れられる要素に相違がみられることも考えられる。古く開かれた地方の庚申塚や地蔵が果す役割りがどのようなものであるか明確ではないが、北海道における庚申塚と地神宮の分布状況はつぎのようになっている。（表四）庚申信仰については東北地方、ことに津軽西海岸からの流れが強くみられるという。すなわち庚申信仰にみられる行事から、津軽、南部、秋田、山形、越後、さらに明治以降は阿波などからの伝播がみられ、（会田、一六一頁）住民が農業・商業・漁業などあらゆる生業や家族生活の運営が円滑になるよう、それぞれの切実な願望の充足を庚申信仰を通して願っていたという。（同、一六七頁）

図3．　社日風景　　——当別町美登江東部

地神信仰の果す役割りはとくに詮索したわけではないが、すでに述べたように農神として性格が第一義的であり、農業事行組合などの組織と結びつき、制度宗教となってからは地縁社会の紐帯となり（図三）、情報交換の場としての機能を果すようになったりしているが、それらがどうして、新しい開拓地に受容されたかは不明である。しかし、全国からの移民が集まった北海道にはさまざまの文化要素が流入し、移民はそこで新しい習俗に遭遇する機会が多くなる。江別市野幌は北越殖民社が新潟県民を移住させて開いた地域であるが、そこに地神がみられるが、（図版一b）それについてつぎの記載がある。（関矢、二五二頁）

六番組（今の七番組）の地神（社日様）は明治二十一年頃、最初の移住者徳島県人十名（阿波十戸）で建立したもので、天照大神をはじめ天地五柱の神を祀り、所謂作神様として祭を行ったが（部落の信仰表象の最初のもの）、同団体退転後は越後人によって受継がれて、三十一年祠を石碑に改作し春秋の祭は継続されている。これと面白い対照をなすものは、二十三年移住者の長谷川文蔵の祀った「神明様」であろう。前者の公社的存在に対しこれは一種の氏神様と謂ふべきで、長谷川一族の屋敷神様だ。四國地方の風習（前者）と越後風（後者）の竝列移植である。

表4　庚申塚と地神宮の分布

	庚申塚※			地神宮※※	
		基	%	基	%
石狩	12	(＋7)	8.76	6	1.14
渡島	37	(＋7)	27.01	—	
桧山	20	(＋6)	14.60	11	2.09
後志	36	(＋7)	26.28	92	17.49
空知	7		5.11	184	34.98
上川	7		5.11	119	22.62
留萌	9		6.57	—	
宗谷	1		.73	—	
網走	2		1.46	67	12.74
胆振	4		2.92	24	4.56
日高	1		.73	1	.19
十勝	—			17	3.23
釧路	1		.73	—	
根室	—			5	.95
	137	(＋20)*		526	

※　會田金吾氏私信，1981年3月末。
※※　小林巳智次（1939），79頁。
＊　（　）は無銘であるが庚申塔と推定されるもの。百分率の計算には含まれない。

このように、北海道においては新しい文化要素、すなわち、在来文化においては非公式であるものを公式のものとして取り扱っている集団に接する機会が増大し、多くの要素の公式・非公式の選別がそれぞれの成員によって異なるような集団も出現した。このような場合、技術的取捨選択がおこなわれるとして、徳島地方にみられる地神信仰は、教義も明解であり、造立も簡単で開拓地に適している。佐呂間町字仁倉では八幡太郎義家公を祀るためにまず杭碑を建てているが、（佐呂間町、七四五頁）、字知来部落では八幡宮を設けるまえに、部落神として地神五社大明神を創祀したことは前述のとおりである。とくに興味がもたれるのは、戦後入植した浪速においては、入植の昭和二一年以来春秋の地鎮祭をおこなっていたが、念願の浪速神社を創建したのは昭和三二年のことである。（同、一八八―九頁）この部落においては北方農業とともに地神信仰を修得し、その個有の、つまり浪速の文化要素を具現したのは北海道での部落成立の基盤が整ってからであった。

地神信仰が、北海道各地の優勢な公式的制度にとり入れられるようになる社会的・心理的要因や過程についてはさらに具体的事例の蓄積を必要とするが、本稿では開拓文化の解明の手掛りとして地神信仰をとりあげ、公式、非公式、技術的の概念を借用して分析をこころみた。

注

一、　民謡の長篇歌物語で、叙事的な歌詞になっている。一般に盆踊唄として用いられることが多く、「踊口説」とも呼ばれる。「八木節」（群馬県民謡）や「江州音頭」（滋賀県民謡）などは、その代表とされている。（畠山、一〇八頁）

二、　ベルクは「北海道には農業者が存在するのに対し、内地には依然として百姓がいる。つまり、北海道では農業活動が重要であるが、内地では農村社会が重視されるのである」と指摘しているが（二四頁）、技術の分野でさえも、「一般に信じられているほど西欧技術の役割は大きくなく、導入はかなり遅れている」（三〇頁）とも述べている。本稿でいう技術的とはベルクが「伝統社会では機能は場に従属するのに対し、テクノロジー社会では場が機能に従属する」と述べている（ベルク、二六頁）ように、場に従属した伝統文化とは独立した機能を中心として組立てられている体系のものを云う。

謝　辞

長いあいだ道内各地を歩き、多くの方がたのお世話になり、また数かずの御教示をいただいた。本来であればそれらの方がたの御芳名を記すべきところであるが、紙面の都合により省かせていただいた。御寛恕のほどをお願いしたい。

今回幸にも私は「北海道の開拓文化の研究」として昭和五五年度北海道科学研究費一般研究補助を受けることになり、この研究は促進された。そこでその成果として、はなはだ不完全ではあるが発表に踏み切った。

また、会田金吾氏は庚申塚についての未発表の資料を、また渋野龍二氏は道外の植物の写真を提供されその利用を快諾された。

以上多くの方がたにたいし、心から感謝の意を表するものである。

文　献

会田金吾、一九七六『北海道　庚甲塚縁起話』函館文化会。
足立収、一九三〇『神社制度綱要』中外印刷。
有島武郎、一九五七（六刷）『有島武郎集』現代日本文学大系　三五、筑摩書房。
石塚尊俊、一九七三『日本の民俗　島根』第一法規。
市場直次郎、一九七二『日本の民俗　佐賀』第一法規。
梅原達治
1　一九七二「北海道の神社の人類学的研究　一」『札幌大教養紀要　三』。
2　一九七二「北海道の相馬神社」『同　四』。
3　一九七七「北海道の古峯神社」『同　一〇』。
4　一九八一「地神塔の神号」『北海道の文化　四四』（印刷中）。
小笠原省三、一九五一『北海道拓植と神社』海外移住文化研究会。
金沢治、一九七四（再版）『日本の民俗　徳島』第一法規。
上富良野高等学校郷土史研究会
1　一九七八「地神祭のはじまりと変遷　上富良野富原・東中地区における」『郷土　一四』。
2　一九七九「地神祭　上富良野町と淡路島の比較研究」『同　一五』。
3　一九八〇「富良野盆地の地神祭」『フラヌイ　六』。
倉林正次、一九七二『日本の民族　埼玉』第一法規。
黒崎八洲次良、一九七三「町村・部落・家と氏神・鎮守　守護神の祭祀について　とくに、後志管内のいくつかの町村と部落の事例を中心に」『新しい道史　五六号』。
小林巳智次
1　一九三八「農民信仰の実証的一研究　北海道に於ける「地神宮」の分布と実態に就いて」『北大法経会論叢　六輯』。
2　一九四〇「農村随想　樺太の地神宮」『北海道農会報　四七九号』（古鐘学人の名で発表されているが、小林氏の著作と推定される）。
3　一九四八「北海道の農民信仰」、札幌中央放送局（編）『辺境北海道』北方書院。
坂田友宏、一九七五「鳥取県の歳時習俗」『中国の歳時習俗』明玄書房。
関矢マリ子、一九七四『野幌部落史』国書刊行会。
染矢多喜男、一九七三『日本の民俗　大分』第一法規。
高倉新一郎、一九七四『日本の民俗　北海道』第一法規。
滝沢正、一九七九「富良野地方の地神・山神信仰」『フラヌイ　六号』。（上富良野高校の項も参照のこと）
土橋里木・大森義憲、一九七四『日本の民俗　山梨』第一法規。
竹折直吉、一九七二『日本の民俗　静岡』第一法規。
竹内武雄、一九四四『少国民の神社読本』電通。
武田明、一九七四（再版）『日本の民俗　徳島』第一法規。
築柴豊、一九七四『日本の民俗　福岡』第一法規。
寺島良安（編）、一九七〇『和漢三才図会』東京美術。
土井卓治・佐藤米司、一九七四『日本の民俗　岡山』第一法規。
富水慶一、一九七九「北海道における地神信仰並びに地神碑の諸相」『北海道の文化　四二』。
直江広治、一九七四（二版）「家の神と部落の神」和歌森太郎（編）『淡路島の民俗』吉川弘文館。
中山龍淵（編）、一九七三『日本宗教大鑑』ブディスト社。
野田三郎、一九七四『日本の民俗　和歌山』第一法規。
函館師範学校校友会（深瀬春一）（編）、一九二八『蝦夷地に於ける和人伝説攷』同会。
畠山兼人、一九七九『民謡新辞典』明治書院。
早川孝太郎、一九三二『農と祭』ぐろりあ・そさえて。
平野伸生、一九七五「茨城県の歳時習俗」『関東の歳時習俗』明玄書房。
藤井昭、一九七三（三版）『日本の民俗　広島』第一法規。

ベルク、オーギュスタン（Augustin Berque）、一九八〇「フランス地理学者のみた北海道社会」（訳　岩崎美紀子）『ＵＰ　九四号』。
前田克己
　1　一九七八『北の地神さん』えぞまつ豆本　九巻。
　2　一九七九「野の神々（後志風土記　九）」『京極文芸　一一号』。
牧野富太郎、一九五八（二二版）、『学生版牧野日本植物図鑑』北隆館。
正宗敦夫（編纂・校訂）、一九七八『延喜式　三』覆刻　日本古典全集、現代思潮社。
三浦貞栄治、一九七五「青森県の歳時習俗」『東北の歳時習俗』明玄書房。
和田邦平、一九七五『日本の民俗　兵庫』第一法規。
和田正洲、一九七四『日本の民俗　神奈川』第一法規。
Beardsley, Richard K., John W. Hall and Robert E.Ward, 1969(5th impress.), "Village Japan" The University of Chicago Press.
Hall, Edward T., 1968(10th Fawcett Premier print), "The Silent Language" Fawcett World Library.
Kluckhorn, Clyde, 1950, "Mirror for Man" George G. Harrap.

郷土史・社史類

神社本庁調査部（編）、一九六四『神社名鑑』同刊行会。
北海道
　1　一九六八（監修）、『北海道の名木美林』北海道国土緑化推進委。
　2　一九七五『新北海道史　五巻　通説四』。
北海道庁、一九四〇『北海道の口碑伝説』日本教育出版社。
北海道神社庁、一九七一『北海道神社誌』。
浦幌町、一九六七『浦幌町史』。
浦幌村社会教育協会（間宮不二雄）、一九四九『浦幌村五十年沿革史』。
雨竜町、一九六九、『雨竜町史』。
遠別町、一九五七『遠別町史』。
佐呂間町、一九六六『佐呂間町史』。
知内町、一九七七『知内町史概説』。
新川郷土史編纂委（斎藤全）、一九八〇『新川郷土史』。
瀬戸瀬・野上青年団（寒河江太郎）、一九二九『上瀬戸瀬・瀬戸瀬・野上郷土誌』。
端野町（鈴木三郎）、一九六五『端野町史』。
当別町、一九六九『当別町史』。
西中部落連合会（林幹人）、一九六二『風雪の歩み』。
西野神社氏子総代会（土肥次男）、一九七五『西野神社小史』。
日高町、一九七七『日高町史』。
美幌町、一九七二『美幌町史』。
福山教育会、一九七三『福山五百年史』名著出版。
古平町、一九七三『古平町史　一巻』。
弁華別協会（前沢藤蔵）、一九五二『伸びゆく弁華別の姿』。
幌加内村、一九五八『幌加内村史』。
三石町開基百年記念事業推進委、一九七六『みついし百年』。
芽室町、一九五二『芽室町五十年史』。
茂平沢開基八〇年記念事業協賛会（新淵直）、一九六九『茂平沢八〇年の歩み』。